

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)
第二十三条の五の三 省 略

2 施行令第四十条の四の三第六項第一号に規定する保育所に類するものとして財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 省 略

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、内閣総理大臣及び文部科学大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当するもの(前号に掲げるものを除く。)

3 六 省 略

7 施行令第四十条の四の三第十三項の規定により同項の書類に記載されている事項を電磁的方法(法第七十条の二の二第七項に規定する電磁的方法をいう。第十七項及び次条第六項において同じ。)により提供する受贈者は、施行令第四十条の四の三第十三項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成された電磁的記録(法第七十条の二の二第九項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条第六項において同じ。)を教育資金非課税申告書等に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。この場合において、当該受贈者は、当該電磁的記録に記載された事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならない。

8 法第七十条の二の二第九項に規定する少額の支払として財務省令で定める金額は、一回の支払について一万円とし、かつ、その支払の金額とその年中の教育資金(同条第二項第一号に規定する教育資金をいう。次項、第十項及び第二十五項第一号イにおいて同じ。)の支払のうち既に取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をした次項に規定する書類に記載又は記録をしたものの金額との合計額について二十四万円(取扱金融機関と教育資金管理契約(同条第二項第二号に規定する教育資金管理契約をいう。以下この条において同じ。)を締結した日又は法第七十条の二の二第十六項第一号若しくは第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した日の属する年にあつては、二万円にその年における当該締結した日以後又は当該終了した日以前の期間の月数(当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)
第二十三条の五の三 同 上

2 同 上

一 三 同 上

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当するもの(前号に掲げるものを除く。)

3 六 同 上

7 施行令第四十条の四の三第十三項の規定により同項の書類に記載されている事項を電磁的方法(法第七十条の二の二第七項に規定する電磁的方法をいう。第十五項及び次条第六項において同じ。)により提供する受贈者は、施行令第四十条の四の三第十三項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成された電磁的記録(法第七十条の二の二第九項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条第六項において同じ。)を教育資金非課税申告書等に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。この場合において、当該受贈者は、当該電磁的記録に記載された事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならない。

8 法第七十条の二の二第九項に規定する少額の支払として財務省令で定める金額は、一回の支払について一万円とし、かつ、その支払の金額とその年中の教育資金(同条第二項第一号に規定する教育資金をいう。次項、第十項及び第二十三項第一号イにおいて同じ。)の支払のうち既に取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をした次項に規定する書類に記載又は記録をしたものの金額との合計額について二十四万円(取扱金融機関と教育資金管理契約(同条第二項第一号に規定する教育資金管理契約をいう。以下この条において同じ。)を締結した日又は法第七十条の二の二第十四項第一号若しくは第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した日の属する年にあつては、二万円にその年における当該締結した日以後又は当該終了した日以前の期間の月数(当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、

9
5
12 省 略
これを一月とする。)を乗じて計算した金額)とする。

13| 法第七十条の二の二第十五項第一号に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する提出期限において次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第七十条の二の二第十五項第一号の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額(同条第十三項ただし書に規定する贈与者に係る相続税の課税価格の合計額をいう。以下この項及び第二十五項第四号イにおいて同じ。)が五億円を超える場合 その旨を記載した書類及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 受贈者が法第七十条の二の二第十五項の贈与者の死亡に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書を提出している場合 当該申告書の写し

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額の計算に関する明細を記載した書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 法第七十条の二の二第十五項第一号の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えない旨を記載した書類

14| 取扱金融機関の営業所等は、受贈者から提出又は提供を受けた法第七十条の二の二第十五項第一号に規定する確認書類等を、各人別に整理し、当該受贈者に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならない。

15| 省 略

16| 省 略

17| 省 略

18| 省 略

19| 省 略

20| 省 略

21| 省 略

22| 省 略

23| 省 略

24| 法第七十条の二の二第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

9
5
12 同 上
これを一月とする。)を乗じて計算した金額)とする。

13| 同 上

14| 同 上

15| 同 上

16| 同 上

17| 同 上

18| 同 上

19| 同 上

20| 同 上

21| 同 上

22| 同 上

23| 法第七十条の二の二第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の二第十九項に規定する教育資金管理契約の終了に
関する調書に係る教育資金管理契約が終了した日における当該教育資
金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生
年月日

二 省 略

三 第一号の教育資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該教
育資金管理契約が法第七十条の二の二第十六項第四号に掲げる事由に
より終了した場合にあつては、当該教育資金管理契約が終了した日及
び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四 省 略

五 第二号の贈与者が第一号の教育資金管理契約の終了の日までに死亡
した場合において、その死亡につき法第七十条の二の二第十二項第二
号の規定の適用があつたときは、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死
亡した年月日及び同号の規定により相続又は遺贈により取得したもの
とみなされた当該贈与者に係る同項第一号に規定する管理残額

六・七 省 略

25| 法第七十条の二の二第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次
の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の二第二十項第一号に掲げる事実を知つ
た場合 次に掲げる事項

イ 二 省 略

二 税務署長が法第七十条の二の二第二十項第二号に掲げる事実を知つ
た場合 次に掲げる事項

イ 八 省 略

三 税務署長が法第七十条の二の二第二十項第三号に掲げる事実を知つ
た場合 次に掲げる事項

イ 八 省 略

四 税務署長が法第七十条の二の二第二十項第四号に掲げる事実を知つ
た場合 次に掲げる事項

イ 受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超え
た旨又は五億円以下となつた旨

ロ イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ 当該事実に係る贈与者の氏名及び当該贈与者が死亡した年月日

一 法第七十条の二の二第十七項に規定する教育資金管理契約の終了に
関する調書に係る教育資金管理契約が終了した日における当該教育資
金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生
年月日

二 同 上

三 第一号の教育資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該教
育資金管理契約が法第七十条の二の二第十四項第四号に掲げる事由に
より終了した場合にあつては、当該教育資金管理契約が終了した日及
び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四 同 上

五 第二号の贈与者が第一号の教育資金管理契約の終了の日までに死亡
した場合において、その死亡につき法第七十条の二の二第十二項第二
号の規定の適用があつたときは、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死
亡した年月日及び同号の規定により相続又は遺贈により取得したもの
とみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

六・七 同 上

23| 法第七十条の二の二第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次
の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の二第十八項第一号に掲げる事実を知つ
た場合 次に掲げる事項

イ 二 同 上

二 税務署長が法第七十条の二の二第十八項第二号に掲げる事実を知つ
た場合 次に掲げる事項

イ 八 同 上

三 税務署長が法第七十条の二の二第十八項第三号に掲げる事実を知つ
た場合 次に掲げる事項

イ 八 同 上

30| 29| 28| 27| 26|
 省 省 省 省 省 二
 略 略 略 略 略 其

その他参考となるべき事項

(相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例)

第二十三条の六の二 施行令第四十条の五の三第二項第一号イに規定する

財務省令で定める期間の年数は、第一号に掲げる年数から第二号に掲げる年数を控除した年数とする。

一 次に掲げる建物の区分に応じそれぞれ次に定める年数

イ 施行令第四十条の五の三第二項第一号に規定する贈与（以下この項、第四項及び第五項において「贈与」という。）の日において想定使用可能期間の年数（建物の全部が事務所用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に定める耐用年数をいう。以下この号において同じ。）の全部を経過している建物 当該想定使用可能期間の年数の百分の二十に相当する年数

ロ イに掲げる建物以外の建物 当該建物の新築の日から贈与の日までの期間の年数を当該建物の想定使用可能期間の年数から控除した年数に、当該新築の日から贈与の日までの期間の年数の百分の二十に相当する年数を加算した年数

二 贈与の日から法第七十条の三の三第一項に規定する災害（第四項及び第五項において「災害」という。）が発生した日までの期間の年数

（当該年数が前号に掲げる年数を超える場合には、同号に掲げる年数）
 前項第一号イ及びロ並びに第二号の年数が一年未満である場合又はこれらの年数に一年未満の端数がある場合には、それぞれこれらの年数又は端数を切り捨てる。

3 施行令第四十条の五の三第二項第一号ロに規定する財務省令で定める期間の年数は、第一項第一号に掲げる年数とする。

4 施行令第四十条の五の三第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

28| 27| 26| 25| 24|
 同 同 同 同 同
 上 上 上 上 上

- 一 施行令第四十条の五の三第五項に規定する相続時精算課税適用者（次項において「相続時精算課税適用者」という。）の氏名、住所又は居所及び生年月日
 - 二 法第七十条の三の三第一項に規定する特定贈与者の氏名及び住所又は居所
 - 三 災害により被害を受けた次に掲げる財産の区分に応じそれぞれ次に定める事項
 - イ 土地 当該土地の贈与の時ににおける価額並びに当該土地の所在、地番、地目及び面積
 - ロ 建物 当該建物の贈与の時ににおける価額並びに当該建物の施行令第四十条の五の三第二項第一号に規定する想定価額及びその計算の根拠を明らかにする事項並びに所在、家屋番号及び床面積
 - 四 前号の財産を贈与により取得した年分及び当該贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。）を提出した税務署の名称
 - 五 災害が発生した日
 - 六 災害による被害を受けた部分の価額及び施行令第四十条の五の三第二項第二号の保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額
 - 七 施行令第四十条の五の三第三項各号の被災価額（同条第二項第二号に規定する被災価額をいう。第七項において同じ。）及びその計算の根拠を明らかにする事項
 - 八 その他参考となるべき事項
- 5 施行令第四十条の五の三第六項に規定する財務省令で定める書類は、災害により被害を受けた次の各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 一 土地 次に掲げる書類
 - イ 土地の登記事項証明書その他の書類で相続時精算課税適用者が当該土地を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたことを明らかにするもの
 - ロ 土地が災害により被害を受けたこと及び当該災害が発生した日を

明らかにする書類

ハ 土地の原状回復に要する費用に係る見積書の写しその他の書類で当該土地に係る前項第六号に掲げる事項を明らかにするもの

ニ その他参考となるべき書類

二 建物 次に掲げる書類

イ 建物の登記事項証明書その他の書類で当該建物の新築をした年月日及び相続時精算課税適用者が当該建物を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたことを明らかにするもの

ロ 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で建物が災害により被害を受けたこと及び当該災害が発生した日を明らかにするもの

ハ 建物の修繕に要する費用に係る見積書の写し、保険金の支払通知書の写しその他の書類で当該建物に係る前項第六号に掲げる事項を明らかにするもの

ニ その他参考となるべき書類

6 相続税法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により権利又は義務の承継をした者が施行令第四十条の五の三第五項の申請書（以下この項及び次項第三号において「申請書」という。）を提出する場合には、次に定めるところによる。

一 申請書には、第四項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ 相続税法第二十一条の十七第一項又は第二十一条の十八第一項の規定により権利又は義務の承継をされた者のその死亡の時ににおける住所又は居所及びその死亡の年月日

ロ 当該承継をした全ての者のイの承継をされた者との続柄

二 申請書には、前項に規定する書類のほか、戸籍の謄本又は抄本その他の書類で前号イの承継をされた者の全ての相続人を明らかにするものを添付しなければならない。

三 当該承継をした者が二人以上ある場合には、申請書の提出は、これらの承継をした者が一の申請書に連署して行うものとする。

7 施行令第四十条の五の三第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第四項第一号から第四号までに掲げる事項

- 二 保険金、損害賠償金その他これらに類するものの支払を受けたこと
その他の被災価額に異動を生ずる事由
- 三 前号の被災価額に係る申請書を提出した税務署の名称
- 四 その他参考となるべき事項
- 8 施行令第四十条の五の三第九項に規定する財務省令で定める書類は、
保険金の支払通知書の写しその他の書類で前項第二号に掲げる事項を明
らかにするものとする。

(農地等を贈与した場合の納税猶予を受けるための手続等)

第二十三条の七 省 略

2 5 4 省 略

- 5 法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者は、その有す
る農地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、そ
の該当することとなつた日から一月以内に、当該各号に定める書類を、
納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 3 省 略

- 四 施行令第四十条の六第十一項第四号に規定する区域内にある農地等
について同号に規定する農地売買等事業（イにおいて「農地売買等事
業」という。）のために譲渡をした場合 届出者の生年月日及び当該
農地等を贈与により取得した日を記載した書類、当該農地等が当該区
域内にある旨を証する当該農地等の所在地の市町村長の書類並びに次
に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

- イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 当該農地等について当該農地
売買等事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月
日を証する当該買入れを行った農地中間管理事業の推進に関する法
律（平成二十五年法律第一号）第二条第四項に規定する農地中間
管理機構（以下第四十四項までにおいて「農地中間管理機構」とい
う。）の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の
届出を受理した旨を証する当該農地等の所在地を管轄する農業委員
会の書類

ロ 省 略

- ハ 当該農地等を福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項の農
用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡をした場合 当

(農地等を贈与した場合の納税猶予を受けるための手続等)

第二十三条の七 同 上

2 5 4 同 上

5 同 上

一 3 同 上

四 同 上

- イ ロに掲げる場合以外の場合 当該農地等について当該農地売買等
事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証
する当該買入れを行った農地中間管理事業の推進に関する法律（平
成二十五年法律第一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機
構（以下第四十四項までにおいて「農地中間管理機構」という。）
の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を
受理した旨を証する当該農地等の所在地を管轄する農業委員会の書
類

ロ 同 上

該農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

6
36 省 略

37 施行令第四十条の六第五十四項に規定する財務省令で定める書類は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 前項第一号に掲げる場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 省 略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 新たな営農困難時貸付けを行った農地等が(1)に規定する地域に存しない旨を証する当該農地等の所在地に係る市町村長の書類

二 前項第一号の新たな営農困難時貸付けが法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けにより行われた場合 次に掲げる書類

イ 第三十五項第一号に掲げる書類

ロ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 当該新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合 当該新たな営農困難時貸付けを行った農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同条第七項の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する当該公告をした者の書類

(2) 当該新たな営農困難時貸付けが福島復興再生特別措置法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合 当該新たな営農困難時貸付けを行った農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 当該新たな営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地中間管理機構の書類並びに当該新たな営農困難時貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の

6
36 同 上

一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 同 上

ロ 同 上

(1) 同 上

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該営農困難時貸付けを行った農地等が(1)に規定する地域に存しない旨を証する当該農地等の所在地に係る市町村長の書類

届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該新たな営農困難時貸付けを行った農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

三 省 略
38 〽 46 省 略

(贈与税の納税猶予を適用している場合の特例を受けるための記載事項等)

第二十三条の七の二 省 略

2 施行令第四十条の六の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 特定貸付農地等について猶予適用者が特定貸付けを行った年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構（第六項において「農地中間管理機構」という。）の書類並びに当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

二 省 略

三 特定貸付農地等について猶予適用者が行った特定貸付けが福島復興再生特別措置法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合 当該特定貸付農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

3 〽 10 省 略

(農地等についての相続税の納税猶予を受けるための手続等)

第二十三条の八 省 略

2 〽 4 省 略

5 法第七十条の六第一項の規定の適用を受けている農業相続人は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日から一月以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

二 同 上
38 〽 46 同 上

(贈与税の納税猶予を適用している場合の特例を受けるための記載事項等)

第二十三条の七の二 同 上

2 同 上

一 次号に掲げる場合以外の場合 特定貸付農地等について猶予適用者が特定貸付けを行った年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構（第六項において「農地中間管理機構」という。）の書類並びに当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

二 同 上

3 〽 10 同 上

(農地等についての相続税の納税猶予を受けるための手続等)

第二十三条の八 同 上

2 〽 4 同 上

5 同 上

一 省 略

二 施行令第四十条の七第十項に規定する区域内にある特例農地等について同項に規定する農地売買等事業（イにおいて「農地売買等事業」という。）のために譲渡をした場合 当該特例農地等が当該区域内にある旨を証する当該特例農地等の所在地の市町村長の書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 当該特例農地等について当該農地売買等事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証する当該買入れを行った農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する当該特例農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 省 略

ハ 当該特例農地等を福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡をした場合 当該特例農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

6 5 38 省 略

（相続税の納税猶予を適用している場合の特例貸付けの特例を受けるための記載事項等）

第二十三条の八の二 省 略

2 施行令第四十条の七の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 特定貸付農地等について猶予適用者が特定貸付けを行った年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 省 略

一 同 上

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該特例農地等について当該農地売買等事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証する当該買入れを行った農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する当該特例農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 同 上

6 5 38 同 上

（相続税の納税猶予を適用している場合の特例貸付けの特例を受けるための記載事項等）

第二十三条の八の二 同 上

2 同 上

一 同 上

イ ロに掲げる場合以外の場合 特定貸付農地等について猶予適用者が特定貸付けを行った年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構の書類並びに当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ 同 上

ハ 特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが福島復興再生特別措置法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合 当該特定貸付農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同法第十七条の二十の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する福島県知事の書類

二 省 略

3・4 省 略

(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)

第二十三条の八の七 省 略

2 省 略

3| 施行令第四十条の七の七第十六項に規定する財務省令で定める書類は、法第七十条の六の七第四項の特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了が同条第二項第五号に規定する寄託先美術館（以下この条において「寄託先美術館」という。）の設置者からの契約の解除又は契約の更新を行わない旨の申出によるものであること及び当該終了の年月日を明らかにする書類（当該寄託先美術館の設置者が発行するものに限る。）とする。

4| 省 略

5| 省 略

6| 省 略

7| 第四項の規定は、法第七十条の六の七第五項の税務署長の承認を受けた寄託相続人が、同条第三項第七号に定める日から一年以内に当該承認に係る特定美術品を同条第五項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託をした場合について準用する。

8| 省 略

二 同 上

3・4 同 上

(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)

第二十三条の八の七 同 上

2 同 上

3| 法第七十条の六の七第三項第七号に規定する財務省令で定める事由は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定をされた法第七十条の六の七第二項第五号に規定する寄託先美術館（以下この条において「寄託先美術館」という。）について博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定により当該指定が取り消されたこととする。

4| 施行令第四十条の七の七第十六項に規定する財務省令で定める書類は、法第七十条の六の七第四項の特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了が寄託先美術館の設置者からの契約の解除又は契約の更新を行わない旨の申出によるものであること及び当該終了の年月日を明らかにする書類（当該寄託先美術館の設置者が発行するものに限る。）とする。

5| 同 上

6| 同 上

7| 同 上

8| 第五項の規定は、法第七十条の六の七第五項の税務署長の承認を受けた寄託相続人が、同条第三項第七号に定める日から一年以内に当該承認に係る特定美術品を同条第五項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託をした場合について準用する。

9| 同 上

9| 省略

10| 法第七十条の六の七第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法第七十条の六の七第一項の寄託していた者（以下この項、第十

五項第二号及び第十六項第二号において「被相続人」という。）の死亡による相続の開始があつたことを知つた日

ロ ニ 省略

二・三 省略

四 次に掲げる日において現に効力を有する第一号ロの特定美術品に係

る法第七十条の六の七第二項第三号に規定する認定保存活用計画（第

十二項及び第十四項第一号において「認定保存活用計画」という。）

に係る計画書の写し及び当該認定保存活用計画に係る認定（文化財保

護法第五十三条の二第四項又は第六十七条の二第四項の規定による文

化庁長官の認定（同法第五十三条の三第一項又は第六十七条の三第一

項の規定による変更の認定を含む。）をいう。第十二項及び第十四項

第一号において同じ。）に係る通知の写し

イ・ロ 省略

五 七 省略

八 施行令第四十条の七の七第三項に規定する場合に該当する場合には

、その旨及び同項に規定する場合に該当することとなつた事情の詳細

を記載した書類並びに第三項又は第五項に規定する書類

10| 同上

11| 法第七十条の六の七第一項の寄託していた者（以下この項、第十

一同 上

イ 法第七十条の六の七第二項第三号において「被相続人」という。）の

死亡による相続の開始があつたことを知つた日

ロ ニ 同上

二・三 同上

四 次に掲げる日において現に効力を有する第一号ロの特定美術品に係

る法第七十条の六の七第二項第三号に規定する認定保存活用計画（第

十三項及び第十五項第一号において「認定保存活用計画」という。）

に係る計画書の写し及び当該認定保存活用計画に係る認定（文化財保

護法第五十三条の二第四項又は第六十七条の二第四項の規定による文

化庁長官の認定（同法第五十三条の三第一項又は第六十七条の三第一

項の規定による変更の認定を含む。）をいう。第十三項及び第十五項

第一号において同じ。）に係る通知の写し

イ・ロ 同上

五 七 同上

八 施行令第四十条の七の七第三項に規定する場合に該当する場合には

、その旨及び同項に規定する場合に該当することとなつた事情の詳細

を記載した書類並びに第四項又は第六項に規定する書類

12| 同上

13| 法第七十条の六の七第九項の届出書に係る同項に規定する届出期限

一 同上

イ 法第七十条の六の七第九項の届出書に係る同項に規定する届出期限

（次項及び第十四項第二号において「届出期限」という。）前三年

間

二 同上

三 法第七十条の六の七第九項の届出書に係る同項に規定する届出期限

（次項及び第十五項第二号において「届出期限」という。）前三年

以内に寄託先美術館において前号の特定美術品の公開（公衆の観覧に

供することをいう。第十五項第二号において同じ。）が行われた期

間

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

14| 施行令第四十条の七の七第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、第一号から第四号までに掲げる書類（法第七十条の六の七第十四項の死亡した日、贈与をした日又は滅失した日（以下この項において「死亡等の日」という。）において同条第四項若しくは第五項の規定又は施行令第四十条の七の七第三項の規定の適用を受けていた場合（当該死亡等の日以前一月以内に法第七十条の六の七第三項第三号又は第七号に掲げる場合に該当した場合において、当該死亡等の日前に同条第四項又は第五項の規定の適用を受けていないときを含む。）には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類）とする。

一 四 省 略
五 法第七十条の六の七第四項若しくは第五項の規定又は施行令第四十条の七の七第三項に規定する場合に該当する旨を記載した書類（死亡等の日以前一月以内に法第七十条の六の七第三項第三号又は第七号に掲げる場合に該当した場合において、当該死亡等の日前に同条第四項又は第五項の規定の適用を受けていないときは、当該書類及び第三項又は第五項に規定する書類）

16| 15|
省 略
省 略

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第二十三条の十二の六 省 略

2 5 7 省 略

8 法第七十条の七の九第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 受贈者又は認定医療法人について、法第七十条の七の九第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実があつたことを知つた場合次に掲げる事項

イ 当該事実が生じた旨

ロ 当該受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに当該認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

ハ 当該事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に係る報告の受理その他の行為の内容

15| 同 上

一 四 同 上

五 法第七十条の六の七第四項若しくは第五項の規定又は施行令第四十条の七の七第三項に規定する場合に該当する旨を記載した書類（死亡等の日以前一月以内に法第七十条の六の七第三項第三号又は第七号に掲げる場合に該当した場合において、当該死亡等の日前に同条第四項又は第五項の規定の適用を受けていないときは、当該書類及び第四項又は第六項に規定する書類）

17| 16|
同 上
同 上

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第二十三条の十二の六 同 上

2 5 7 同 上

8 法第七十条の七の九第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受贈者又は認定医療法人について、法第七十条の七の九第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨

二 受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 法第七十条の七の九第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に係る報告の受理その他の行為の内容

四 その他参考となるべき事項

ニ その他参考となるべき事項

二 法第七十条の七の九第十四項に規定する認定医療法人の認定移行計画の変更について、同項に規定する認定を行った場合 次に掲げる事項

イ 当該認定を行った旨

ロ 受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに当該認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

ハ 当該認定を行った年月日並びに当該認定による変更前及び変更後の法第七十条の七の九第二項第五号に規定する移行期限

九 省 略
ニ その他参考となるべき事項

(農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続)

第二十九条 法第七十七条の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が施行令第四十二条の四第一項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が同条第二項に規定する農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第三項に規定する土地に該当するものであることの記載があるものを添付しなければならない。

9 同 上

(利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続)

第二十九条 法第七十七条の規定の適用を受けようとする者が、申請により登記を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が施行令第四十二条の四第一項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が法第七十七条に規定する利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四第二項に規定する農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第三項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地の取得に係る法第七十七条に規定する農用地利用集積計画の公告の日及びその者が当該土地を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

2| 法第七十七条の規定の適用を受けようとする者が、市町村長の嘱託により登記を受けようとする場合には、市町村長に対する登記の嘱託の請求書に、前項の市町村長の証明書を添付し、当該登記の嘱託書に当該証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならない。